



野村せつ子の県議会だより

事務所〒321-0167 宇都宮市東浦町21-12 電話028-658-4302 FAX028-658-4374
控室〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20県議会 電話028-623-2623 FAX028-623-2620

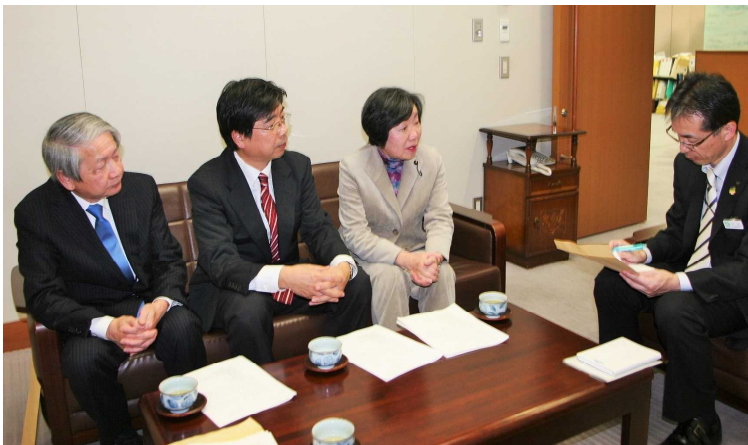
●日本共産党県議野村せつ子の第332回通常議会でのとりくみなどを特集しました。ご意見、ご要望をお聞かせ下さい。

ホームページ <http://nomura-setsuko-jcp.net/>
Eメール s-nomura@gikai.pref.tochigi.jp

ツイッター @nomurasetsuko
フェイスブック 野村節子で検索

新春 2016年「県民が主人公」の県政へ、転換の年に

来年度予算要望書を提出



日本共産党栃木県議団は、共産党栃木県委員会（小林年治委員長＝写真左）とともに1月8日、福田富一知事に「2016年度予算と施策への重点要望書」を提出しました。要望書は、新規要望として昨年9月の豪雨災害対策（追加分）や、戦争法、TPP推進、消費税10%増税など安倍政権の暴走政治に反対し県民生活を守ることなど14分野170項目です。

第332回通常会議は、11月27日から12月17日まで開催され、2014年度栃木県歳入歳出決算など決算12議案の認定、選挙管理委員会委員の補充選挙のほか、豪雨災害対策の一般会計補正予算（第3号）など29議案を可決しました。日本共産党栃木県議団は、開会日に2014年度栃木県歳入歳出決算など決算6議案に反対、討論しました。最終日にはマイナンバー利用に関する条例制定ほか8議案に反対、討論しました。また意見書・請願・陳情3議案に反対し、国への「TPPに関する意見書」について反対討論を行いました。

2015年
9月豪雨

災害救助法適用の大問題が明らかに 栃木県の住宅応急修理はゼロ

12月25日、小山市の石川正雄市議らとともに昨年9月の豪雨災害問題で県危機管理課に要請しました。

栃木県は「半壊」の認定が132戸（12月末時点の戸数。1月13日時点で225戸）と少なく、しかも災害救助法の住宅応急修理の受付件数がゼロであることがわかりました。党国会議員団の調査でも茨城、宮城と比べても「半壊」認定が極端に少ないことがわかりました。認定方法が適切だったのか懸念されます。被災者にとって「半壊」か「床上浸水」かは、応急修理の適否や義援金・見舞金の額に差が生じ、また「大規模半壊」か「半壊」かは、被災者生活再建支援法の適否に関わる大問題です。共産党の調査で、小山市は住宅応急修理について避難所で知らせる程度で、「2階があれば対象外」と扱っていたことがわかり周知や認定方法に問題があったことがわかりました。また県は住宅応急修理の期間を早々に「10月末で終了」と国に通知していました。この時期は小山市などでまだりさい証明書の発行が続いていました。災害から3ヶ月、同じ法律のもと、茨城県と栃木県の被災者支援に大きな格差が生じています。茨城県は11月に県独



住宅応急修理とは
災害救助法に基づき「半壊」認定の住宅修理を現物給付する制度。上限56・7万円まで。期間の定めと所得500万円以下の制限がある。

	栃木県	宮城県	茨城県
住宅応急修理(12/25時点)	0	72	2046
半壊(12/25)	132	498	3752
床上浸水(11/30)	2054	179	137

自に「半壊」に25万円を支給、住宅応急修理の所得制限も取り払う制度を創設しました。引き続き住家被害認定の再調査を徹底し、住宅応急修理の実施と上乗せ支援を求めていきます。

日本共産党・野村せつ子が反対討論

TPP「大筋合意」は国会決議違反、交渉から撤退を

12月17日の本会議で、野村せつ子は議第15号「環太平洋パートナーシップ協定（TPP）に関する意見書」に反対の立場で討論しました。

意見書は10月5日の「大筋合意」への同意を前提に提出されたものです。その問題点として①TPP交渉は徹底した秘密主義の交渉で全容が国民に明らかにされていないこと、②政府が聖域としてきた農産物重要5項目だけでも関税撤廃率は合計で30%にもなり明らかに国会決議違反であること、③公平なルールとはほど遠く米国主導の米国のためのルールであることなどをあげました。政府は「総合的なTPP関連政策大綱」をまとめましたが、農業分野に大打撃をあたえ、地域経済・雇用、医療・保険、食品安全、知的財産権など国民生活や営業に密接にかかわる分野で、国民の利益と経済主権を米国や多国籍企業に売り渡すTPPは、どのような対策を講

コメ	特別枠で13年目から米国から7万ト、オーストラリアから8400ト、他に加工用米6万トを輸入。
牛肉・豚肉	関税大幅引き下げ・廃止
野菜・イチゴ	即時関税廃止
自動車	米国が関税ゼロになるのは25年後

じようとも是とすることはできません。また大筋合意イコールTPP交渉の決着でもありません。日本共産党はTPP協定書作成作業から撤退し、調印を中止するよう強く求め、TPP阻止のためにがんばることを表明しました。

野村せつ子の反対討論から

議案 マイナンバー実施、がんセンター独法化に反対

●マイナンバー制度の個人番号を県の執行機関内で利用するための条例制定について

個人情報の保護や悪用防止対策、高齢者や障害者などに理解されているのかなど県民の疑問や不安は強まる一方。国民にはメリットがなく、プライバシー権がおかされるおそれのあるマイナンバー制度の施行は中止すべき。

●中禅寺湖畔国際避暑地記念施設の利用と管理を定める条例について

元英国大使館別荘が整備され中禅寺湖の歴史をしのばせる観光資源が拡充されたことは歓迎するが、これまで無料だったイタリア大使館も含め両大使館別荘の入館料をそれぞれ大人200円徴収することには反対。

●県税条例の一部改正について

県税事務所長の権限で税の分割納入を認めてきたが、今後は申請により要件を満たす者だけに徴収の猶予、差し押さえの猶予を認めることになる。すでに県税事務所から自動車税の「分納は認めない」と通知された業者もあり、死活問題でもある徴税方法の強化に反対。

●日光宇都宮道路改修と石那田インターチェンジの建設に伴い通行料金の徴収期間を12年2ヶ月延伸する条例改正について

老朽化対策は必要だが、新たなインター建設は中止し、その分、料金徴収期間を短縮して、県民や観光客に無料開放する時期を早めるべき。

●独立行政法人県立がんセンターの中期目標について

今年4月からの独立行政法人化は、経営面での独立性を強め、交付金を削減することがねらい。中期目標は法人の経営責任の明確化、効率化などで5年間で経常収支の黒字化をめざすが、がんセンターは消費税の増税や、医療報酬の実質引き下げなど国の医療費抑制政策により赤字が増加しており、黒字化を急げば、患者負担の引き上げとサービス低下、職員の待遇切り下げは必至。県民が安心して先進のがん治療を受けられる病院として、県が運営費の面でもしっかり支えるべきとの立場から反対。



■日本共産党が反対した議案

- ・H26年度栃木県歳入歳出決算の認定
- ・H26年度水道事業会計利益剰余金の処分
- ・H26年度水道事業会計決算の認定
- ・H26年度工業用水事業会計の認定
- ・H26年度用地造成事業会計の認定
- ・H26年度施設管理事業会計の認定
- ・第2号マイナンバーの利用に関する条例
- ・第3号中禅寺湖畔国際避暑地記念施設管理
- ・第8号知事の権限に関する条例一部改正
- ・第10号県税条例一部改正
- ・第4号および27～29号県立がんセンター独立行政法人化に関する条例
- ・「受動喫煙防止条例制定」請願の採択求め継続に反対
- ・「産廃処分場（那須町）反対」陳情の採択求め継続に反対
- ・「TPP協定に関する意見書」採択に反対

平成26年度(2014)歳入歳出決算

消費税増税の痛みを県民にしわよせ

消費税が8%に増税され、歳入の消費税清算金は、前年比約82億円増加。使用料・手数料などに消費税増税分を上乗せしたこともあわせ、県民生活には多大な苦痛が押しつけられました。26年10月の県政世論調査で、「暮らし向きが悪くなった」という県民は5年ぶりに増加、47.1%を占めています。増税の痛みをそのまま県民にしわ寄せする県の姿勢は容認できません。

歳出では、民生費の児童福祉費で8億5300万円も不用額が生じ、原子力災害対策推進費、放射線量低減対策費など1500万円余の不用額を出しました。放射能除染対策の幕引きとも受け取れる決算です。県民から反対の声がある県営馬頭最終処分場建設事業や、国道408号鬼怒テクノ通り、テクノ北通りや、思川開発南摩ダム関連の県道整備事業などが執行されたことも容認できません。来年度予算は、県民のくらしと福祉の願いによりそった編成とするよう強く求めます。

●企業局会計決算

水道事業会計は安定した利益を出しており、さらなる単価の引き下げで県民に還元すべき。工業用水道事業は、一般会計から約7千万円を投入しているが、一日あたりの給水能力の3割台しか供給先がなく、川治ダムが過大な利水を見込んだ開発だったことは明らか。事業の見直しが必要。

政務活動費を第三者機関がチェック

政務活動費の使途をめぐって、県警が現職県議を詐欺の疑いで、元県議を私文書偽造などの疑いで書類送検したことが、12月26日新聞報道されました。政務活動費見直しが求められる中、12月議会では政務活動費を第三者機関がチェックする制度を導入する条例改正が提案され、共産党も賛成しました。第三者機関の設置は東京都などが導入しており、弁護士、公認会計士などが、適正な使い方を行っているかチェックします。栃木県では、人選は議長が行い、事務局が抽出した部分のチェックに限られるなど懸念される点もあります。今回のような不祥事を防ぎ県議会の信頼を取り戻せるのか、注視していかなければなりません。なお、共産党県議団は、第三者機関設置にかかる費用は政務活動費予算から捻出すること、一人あたり支給額を減額すること、帳簿類の全面公開などを提案しましたが、受け入れられませんでした。

※政務活動費とは 栃木県議会では会派が実施・委嘱する調査費用として議員一人あたり年間360万円が支給される。領収書など証拠書類の提出、残額の返還が義務づけられている。



このニュースは日本共産党栃木県議団の活動をお知らせし、県政・県議会、日本共産党県議団へのご意見、ご要望を聞かせていただくためにお配りしています。お気軽にお読みになった感想などお寄せ下さい。お待ちしております。

第333回2月通常会議は2月19日～3月24日の日程で開催される予定です。